

(補足資料)

## <実労働時間の考え方について（初回申請用）>

支給対象期間の実働時間（有休・時間外等を含む）の合計を26週で割ったときに、交付要件の時間以下であった場合でも、雇用促進奨励金の交付対象となる場合があります。

申請書のご提出前に、ご確認をお願いいたします。

雇用契約書等で定めている1週間の労働時間

障害者、重度障害者（長時間）、母子家庭、父子家庭…30時間

重度障害者（短時間）…20時間

時間以上

時間未満

支給対象期間の総労働時間÷26週

・障害者、重度障害者（長時間）、母子家庭、父子家庭…30時間

・重度障害者（短時間）…20時間

奨励金の支給対象になりません

ただし、重度障害者（長時間）の方は重度障害者（短時間）として申請できる場合があります。

時間以上

時間未満

奨励金の支給対象となります

支給対象期間の総労働時間×7÷支給対象期間の暦日数  
(例：183日、184日など)

=週平均の労働時間…A

Aの時間が、

・障害者、重度障害者（長時間）、母子家庭、父子家庭…24時間

・重度障害者（短時間）…16時間

(支給要件である1週間当たりの勤務時間数の8割)

時間以上

時間未満

奨励金の支給対象となります

奨励金の支給対象になりません

ただし、重度障害者（長時間）の方は重度障害者（短時間）として申請できる場合があります。